交通安全対策補助	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	（略）
	次に掲げるもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの 一　交通安全施設等に係る整備計画（交通安全対策補助（地区内連携）の交付を受けて特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道路における交通事故の防止を図るため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの 二　通学路緊急対策推進計画（交通安全対策補助（通学路緊急対策）の交付を受けて通学路の交通安全対策を推進するため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの	（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、令和四年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助について適用し、令和三年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で令和四年度以降の年度に繰り越されたもの及び令和三年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和四年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

○国土交通省令第三十二号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条第二項及び第十四条第一項の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日　　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第二の二（第四条関係）

一　海技士（航海）

船舶	乗船履歴の期間	船舶職員の職
総トン数二百トン未満の船舶（平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする船舶（国際航海に従事しないものに限る。）及び丙区域内において従業する漁船（国際航海に従事しないものに限る。）に限る。）及び総トン数二百トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶に限る。）以外の船舶	三月（独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の航海専科を卒業した者又は国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校五級乗船実習コースを修了した者にあつては六月）	船長、一等航海士、二等航海士及び三等航海士以外の職

改正前

別表第二の二（第四条関係）

一　海技士（航海）

船舶	乗船履歴の期間	船舶職員の職
総トン数二百トン未満の船舶（平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする船舶（国際航海に従事しないものに限る。）及び丙区域内において従業する漁船（国際航海に従事しないものに限る。）に限る。）及び総トン数二百トン以上の船舶（平水区域を航行区域とする船舶に限る。）以外の船舶	三月（独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程の航海専科を卒業した者にあつては六月）	船長、一等航海士、二等航海士及び三等航海士以外の職

交通安全対策補助（地区内連携）	費目間の経費の流用で交付決定単位ごとの交付決定額に変更を生じないもの	（略）
	交通安全施設等に係る整備計画（交通安全対策補助（地区内連携）の交付を受けて特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道路における交通事故の防止を図るため定められた計画をいう。）の内容の著しい変更を伴うもの以外の変更で補助金の額に変更を生じないもの	（略）